

求職活動等におけるハラスメント防止に関する要項

理事長裁定

制定 令和 8 年 9 月 2 9 日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）が行う教職員等の採用活動において、求職者等に対するハラスメントを防止するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント 独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）第2条第1項第一号に定めるハラスメントをいう。
- 二 採用活動 機構教職員の募集並びに説明会及び職場体験その他の教職員の採用に資するための活動をいう。
- 三 求職活動等 機構の求人への応募又は機構の実施する採用活動への参加をいう。
- 四 求職者等 前号に定める求職活動を行う者をいう。

(基本方針)

第3条 機構は、すべての求職者等が、機構教職員（役員及び機構で就労する派遣職員等を含む。以下同じ。）によるセクシュアル・ハラスメントを含むすべてのハラスメント行為から保護され、安心して求職活動等を行えるよう、求職者等に対するハラスメント防止のために必要な措置を講じなければならない。

(禁止事項)

第4条 機構教職員は、求職者等に対し、機構施設外での面接を行ってはならない。ただし、オンライン形式での実施又は機構が主催・参加する外部会場での合同企業説明会等の場合はこの限りではない。

2 機構教職員は、求職者等に対し、次の各号に定める方法による連絡を行ってはならない。

- 一 機構が指定する方法以外の方法による直接連絡
- 二 機構教職員個人の携帯番号やSNSアカウント等の交換

3 機構教職員は、求職者等に対し、次の各号に定める言動及び質問を行ってはならない。

- 一 交際相手の有無、性的指向、家族構成、宗教、思想等業務遂行能力に無関係な質問
- 二 選考に有利になる等の条件を提示して食事や個人的な交際を迫る言動

(違反者への措置)

第4条 機構は、機構教職員が求職者等に対するハラスメントを行った事実が確認された場合には、当該ハラスメントを行った者に対し、関連する機構規則等に基づき、懲戒解雇を含む厳正な処分を行うものとする。

(相談窓口)

第5条 機構は、求職者等が不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合の相談窓口を定め、求職者等に周知しなければならない。

- 2 機構は、前項に定める相談窓口に相談があった場合には、当該相談者のプライバシーを保護するとともに、相談したことを理由とする当該相談者に対する不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 機構は、第1項に定める相談窓口への相談に関して事実関係の確認等に協力した機構教職員に対して、当該協力を理由とする解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

附 則 (令和8年9月29日制定)

この要項は、令和8年10月1日から施行する。